

令和4年11月28日

総務大臣 松本 剛明 様

埼玉県知事 大野 元裕

**マイナンバー利用事務系におけるペーパーレス、  
テレワーク環境を実現するための規制緩和等に係る要望**

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、県民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、マイナンバー事務のペーパーレス、テレワークの実現、電子入札のDX化、証紙徴収の廃止などの事業を進めているところですが、既存の制度による規制などが事業推進の阻害要因となっています。

また、自動車関係諸税は、本来の目的に加え、環境に配慮した税制上の措置が加わり複雑化していることや、ユーザーの意識の変化によって乗用車の使用期間が長くなっていることから、抜本的な見直しを行う必要があります。

さらに、自動車関係手続のワンストップサービス(以下「OSS」といいます。)についても利用促進を図ることが重要です。

つきましては、DX関連事業の推進、自動車関係諸税の適正な課税と公平な徴収のため、国におかれましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

**1 マイナンバー利用事務系におけるペーパーレス、テレワーク環境を実現するための規制緩和等**

(1) 現状・課題等

本県では、紙文化の行政事務から脱却し、新しい次世代のワークスタイ

ルを実現するとともに、デジタル化による業務の最適化を図ることで、県民・事業者に対してハイクオリティな行政サービスが実現できる埼玉県への変革を目指しており、マイナンバー利用事務系においてもペーパーレスの取組を進め、将来的には全ての申告・納税等の電子化により、県民の利便性を高めようとしているところである。

そのため、マイナンバー利用事務系におけるペーパーレス、テレワークの阻害要因となっている既存の制度を速やかに見直すとともに、三層分離の基準に合致させるために負担が発生している部分について、財政上の措置を講じる必要がある。

以上を踏まえ、下記の事項について、適切かつ迅速な対応をお願いする。

## (2) 要望事項

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、三層分離の見直しに伴い新たに提示された二つのモデルでは、各接続系（マイナンバー系・LGWAN系・インターネット系）で使用される主要なシステムのみ記載されているが、接続系の分離に伴い、各接続系に独立して構築する必要がある文書管理システムについては明示されていない。

情報システムの全体イメージを明確にするため、文書管理システム等も各接続系に設置すべきシステムとして明記するとともに、三層分離が原因で二重投資が必要となるシステムについては、その構築に係る費用について、具体的な財政上の措置等を講じること。

マイナンバー系への接続に係る規制を緩和し、テレワーク及び無線接続においても利用が可能となるよう、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を見直すとともに、閉域モバイル網やシンククライアントの導入等、テレワーク及び無線接続を実現するためのセキュリティ対策について具体的な基準を示すことにより、導入を検討している都道府県が早期に具体的なシステム構築等に取り組めるようにすること。

## 2 電子入札のDX推進のための国による支援

### (1) 現状・課題等

本県では、入札参加者の利便性を図るため、県内市町等と共同で運用する「電子入札共同システム」の再開発等を行い、競争入札資格申請及び個

別入札に関する添付資料をオンラインで提出可能にすることを目指している。

さらには、ICカードやブラウザに限定されず、スマートフォンからでも入札参加を可能（いつでも、どこからでも24時間、365日アドレスフリー）とすることも目標としている。

一方で、現在の電子入札共同システムは、建設工事等の公共調達に関する情報システムの開発や情報サービスを行っている一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が開発したシステム（電子入札コアシステム）が基となっており、全ての都道府県で採用されている。

このシステムは、LGWAN上での運用、ICカードに限定された認証システム、稼働時間などの制約があり、さらなる入札参加者の利便性を図るうえでの課題となっている。

さらに、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、早期かつ集中的に電子入札共同システムの再開発をするためには、一定期間に相当程度の財政投資が必要となるため、財源の確保が大きな課題となっている。

## （2）要望事項

- ① 現在、全国の電子入札で広く採用されている電子入札コアシステムについて、現在の認証方式にこだわることなく、例えばスマートフォンにおける認証制度を採り入れるなど、いつでも、どこからでも24時間、365日アドレスフリーが図られるよう、政府からもJACICに働きかけを行うこと。
- ② 入札参加企業がすべての入札案件について早期に等しく利便性を享受できるようにするには、電子入札共同システムを早期かつ集中的に開発する必要があるため、自治体が負担する費用に対して、必要な財源措置を講じること。

## 3 合衆国軍隊の構成員等の自動車税種別割の証紙徴収の見直し

### （1）現状・課題等

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車の自動車税種別割は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」（以下、「特例法」という。）第4

条で、「証紙徴収の方法によらなければならない」と規定されている。

徴収方法の原則を定めている地方税法では、証紙徴収に代え現金領収等の方法が可能である規定があるにもかかわらず、特例法では証紙徴収以外の方法を可能とする規定が存在せず、収納事務の効率化の妨げとなっている。

## (2) 要望事項

特例法においても、地方税法第 177 条の 11 第 4 項と同様の規定を設けるなど、証紙現物による徴収以外の方法が可能となるよう、特例法を改正すること。

## 4 自動車関係諸税の抜本の見直し

### (1) 現状・課題等

自動車関係諸税は、取得、保有、利用、走行の各段階で課税されている。

また、環境性能の高い自動車には、環境に配慮するための投資が一定程度購入者・保有者に転嫁されているものと考えられ、環境性能の低い自動車の購入者・保有者はこの転嫁分を負担する必要がない。

CO<sub>2</sub> 排出量削減は喫緊の課題である中、自動車の環境性能向上に向けて製造年でインセンティブをつけることは重要と考えるが、一方で、海外で製造されたヴィンテージカーなどの車両の製造年確認を担保するのは困難であり、環境負荷の低減につながっていないなどの課題がある。

### (2) 要望事項

① 自動車関係諸税については、与党税制改正大綱に基づき国において現在見直しが進められているところだが、環境面はもとより幅広い観点からの検討が必要であることから、関係省庁間でしっかり連携の上、ヴィンテージカーの取扱いを含め、公平性が得られるような制度となるよう見直すこと。

② 見直しに当たっては、自動車関係税が都道府県の主要税目であることを踏まえ、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう十分な配慮を行うこと。

## 5 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用促進

### (1) 現状・課題等

OSSの令和3年度における全国の利用率は、新車新規登録については55%、継続検査については51.2%とある程度の利用が進んでいる。

しかし、中古新規登録については、全国でわずか339件、利用率にして0.03%と極めて低い水準にとどまっている。

さらに、移転登録、変更登録、抹消登録の各手続についても2%台の利用率にとどまっている。

中古新規登録や移転登録の手続が進まない背景には、電子申請で添付するデータを紙に印刷した上で運輸支局窓口を持参しなければならないことや、OSS自体の操作性が悪く、煩雑な入力作業が必要であることなどの課題がある。

また、軽自動車OSSについては、令和5年1月から新車新規登録手続にも拡大されるが、移転登録等の手続については未だ開発のスケジュールが明確にされていない。

### (2) 要望事項

- ① OSSのみで手続が完結できるよう、移転登録等において添付書類を窓口を持参させる仕組みを直ちに廃止し代替の措置を検討すること。
- ② システム改修等による操作性の向上や、分かりやすいマニュアル等の整備を行うこと。
- ③ 令和5年1月から車検証の電子化や軽自動車OSSが開始されることから、より一層積極的な広報を実施し利用促進を図ること。
- ④ 軽自動車OSSにおける継続検査及び新車新規登録以外の手続についても、システム開発に着手し、早期に適用すること。